

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年4月5日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 健康課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和2年12月16日から令和3年1月8日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
現金引継整理簿、切手等受払簿、備品管理台帳に記載誤り、記載もれ、削除もれが見られ、新生児聴覚検査費用助成事業では要綱とは違う様式での通知を発するなど帳簿書類の確認不足が見られたため、確認体制の強化に努めること。	指摘のありました現金引継整理簿、切手等受払簿、備品管理台帳等への記載について不適切な部分の確認・訂正処理を行いました。 今後、複数の者が重複確認するよう対策を行い、適正な事務処理に努めます。